

## (ア) 基礎問題

下記の空欄1～50に、適切な語句・数字等を、信託法、信託業法等の条文を参照して補充しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句・数字が入りますが、違う番号であっても同じ語句・数字が入る場合もあります。

- (1) 信託法において「信託」とは、信託法が規定する3つの方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的に従い、財産の〔 1 〕または処分その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。
- (2) 前項下線部の「3つの方法」とは、簡潔に言うと、〔 2 〕、〔 3 〕及び信託宣言（自己信託）を指す。
- (3) 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、〔 4 〕が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、〔 4 〕を被告として、民法第424条第1項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、〔 5 〕が現に存する場合において、その〔 5 〕の全部又は一部が、〔 5 〕としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- (4) 〔 6 〕があるときは、当該〔 6 〕に代理される受益者は、信託法第92条各号に掲げる権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することができない。
- (5) 受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、〔 7 〕に属しない。この場合には、受益債権及び信託債権であって受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものは、〔 8 〕とならない。
- (6) 受益債権、信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利、信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利等に係る債務は、〔 9 〕となる。
- 2 〔 9 〕のうち、受益債権、信託債権を有する者（＝信託債権者）との間で信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。

- (7) 受託者は、信託の引受けについて商法第512条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託〔10〕(信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。)を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託〔10〕を受けることができる。この場合における信託〔10〕の額は、信託行為に信託〔10〕の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは〔11〕とする。
- (8) 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。
- 1 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。
  - 2 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが〔12〕に照らして相当であると認められるとき。
  - 3 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき〔12〕に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (9) 委託者〔13 又は・及び〕受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。また、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者〔14 又は・及び〕受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。
- ※いずれかの語句を選択
- (10) 受益者の〔15〕により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の〔15〕により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。)のある信託は、当該信託がされた時から〔16〕年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が〔15〕するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。
- (11) 〔17〕が現に存しない信託の変更は、①信託の目的に反しないことが明らかであるときは〔18〕及び受益者の合意で、②信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは〔18〕の書面又は電磁的記録によってする意思表示によってすることができる。②の場合においては、〔18〕は、受益者に対し、

遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- (12) 信託法第3条第〔19〕号に掲げる方法によって信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- (13) 次に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあっては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。
- ①〔20〕の変更
  - ②〔21〕の譲渡の制限
  - ③受託者の義務の全部又は一部の減免（当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）
  - ④受益債権の内容の変更（当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）
  - ⑤信託行為において定めた事項
- (14) 信託は、委託者及び受託者の合意による他、受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が〔22〕年間継続したとき（信託法第〔23〕条第2号）、受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が〔22〕年間継続したとき（信託法〔23〕条第3号）、信託行為において定めた事由が生じたとき（信託法〔23〕条第9号）、などに終了する。
- (15) 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、信託法第14条の信託の〔24〕又は〔25〕をすることができる財産に関しては、当該信託の〔24〕又は〔25〕する方法により、分別して管理しなければならない。なお、この義務は信託行為に別段の定めをすることによっても、免除することができない。
- (16) 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等

として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。)を当該信託の受益者等から〔 26 〕(当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、〔 27 〕)により取得したものとみなす。

- (17) 信託の〔 28 〕は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の〔 28 〕については、毎年〔 29 〕月31日までに、税務署長に提出しなければならない。(所得税法第227条参照)
- (18) 受益者に該当する個人が、信託から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、当該信託による不動産所得の〔 30 〕の金額として政令で定める金額があるときは、当該〔 30 〕の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び同法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。(租税特別措置法41条の4の2参照)
- (19) 信託業法において、「信託会社」とは、第3条の内閣総理大臣の〔 31 〕又は第7条第1項の内閣総理大臣の〔 32 〕を受けた者をいう。
- (20) 信託業法において、「〔 33 〕型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引き受けを行う営業をいう。
- 1 委託者又は委託者から〔 34 〕の権限の委託を受けた者(委託者又は委託者から〔 34 〕の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。)のみの〔 34 〕により信託財産の管理又は処分(当該信託の目的の達成のために必要な行為を含む。)が行われる信託。
  - 2 信託財産につき〔 35 〕行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託。
- (21) 信託業法において、信託財産の管理又は〔 36 〕の方法について指図を行う業を営む者を〔 37 〕という。〔 37 〕は、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は〔 36 〕に係る指図を行わなければならない。

- (22) 信託業法において、〔 38 〕はその指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1 通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。
  - 2 信託の〔 39 〕、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること
  - 3 信託財産に関する情報を利用して自己または当該信託財産に係る〔 40 〕以外の者の利益を図る目的をもって取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うことを受託者に指図すること。
  - 4 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為
- (23) 信託業法において、信託会社は、〔 41 〕の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、〔 42 〕の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。
- (24) 信託業法において、信託契約代理店は、個人または法人が〔 43 〕の登録を受けて営むことができる。
- (25) 信託業法において、信託契約〔 44 〕業を営む者は、信託会社又は外国信託会社から委託を受けてその信託会社又は外国信託会社のために信託契約〔 44 〕業を営まなければならない。
- (26) 後見制度支援信託において、信託契約の締結や信託の変更は、〔 45 〕の指示書に基づき行われる。
- (27) 特定贈与信託（特定障害者扶養信託）において、特別障害者については特定贈与信託の信託受益権の価額のうち〔 46 〕万円、特別障害者以外の特定障害者については〔 47 〕万円を限度として、〔 48 〕税が非課税となる。
- (28) 教育資金贈与信託において、委託者は受益者の〔 49 〕に限られ、受益者は、信託契約を締結する日において〔 50 〕歳未満の個人に限られる。

(ア) 基礎問題解答用紙 氏名.....

問題番号	解答	問題番号	解答
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	